

平成27年度契約状況実態調査の結果について

1 平成27年度の契約件数と金額

		金額(百万円)			
		件数	構成比	金額	構成比
工事	契約相手方が県内事業者	881	91.4%	24,907	78.4%
	契約相手方が県内委任事業者	10	1.0%	690	2.2%
	契約相手方が県外事業者	73	7.6%	6,182	19.4%
	合 計	964	100.0%	31,779	100.0%
物品	契約相手方が県内事業者	457	73.2%	1,158	65.2%
	契約相手方が県内委任事業者	80	12.8%	252	14.2%
	契約相手方が県外事業者	87	14.0%	365	20.6%
	合 計	624	100.0%	1,775	100.0%
委託	契約相手方が県内事業者	2,244	70.5%	10,718	44.8%
	契約相手方が県内委任事業者	364	11.4%	4,307	18.0%
	契約相手方が県外事業者	576	18.1%	8,883	37.2%
	合 計	3,184	100.0%	23,908	100.0%

※ 県内委任事業者：県外に本店を有し、県内の営業所等に県との取引上の権限を委任されている事業者

2 県外事業者と契約しているものの契約方法別内訳

契約方法	工事		物品		委託		計	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
特定調達	0	0	0	0	3	197	3	197
一般競争入札	56	6,125	18	94	114	710	188	6,929
指名競争入札	0	0	0	0	4	22	4	22
隨意	プロポーザル	0	0	0	85	910	85	910
公募型見積合わせ	0	0	31	27	12	4	43	31
契約	2者以上見積	2	2	5	3	40	65	70
	1者見積	15	55	33	241	318	6,975	366
	計	73	6,182	87	365	576	8,883	736
								15,430

3 発注の考え方

(1) 工事

- ・大規模工事や県内事業者では施工が困難な特殊な工事を除き、原則として県内事業者に発注する。

(2) 物品

- ・原則として県内事業者に発注する。
- ・県内を7つのブロック（本庁直轄、南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島）に分割し、次の順位により、原則として一般競争入札は20人以上、公募型見積合わせは10人以上の参加可能事業者が見込まれるよう参加条件（地域要件）を設定している。

- ① 納品場所の所在するブロック内に本店または営業所等を有する県内事業者
- ② ①のブロックと隣接するブロック内に本店または営業所等を有する県内事業者
- ③ ①、②の事業者以外の県内事業者
- ④ ①のブロック内の営業所等に取引の権限を委任している県内委任事業者
- ⑤ ④の事業者以外の県内委任事業者
- ⑥ 県外事業者

(3) 委託

- ・(2) 物品に準じている。

4 現状と分析

平成27年度の契約について、県外事業者を入札等に参加させている状況とその理由は次のとおりです。

(1) 工事

- ・特殊な工事(橋梁上部工事、設備等の改築・更新、補修工事など)であり、施工に必要な技術・経験等を持つ業者が少なく、競争性確保の観点から県外事業者も参加させている。

(例)

- ・橋梁上部工事等については、工場で製作して現場で設置する工事が多いが、県内では工場を有する事業者がなく、県内事業者数が極めて少ない。
- ・道路・河川等情報システム工事は、施工の確実性や施工後のメンテナンスを考慮して、機器本体の製造者と直接契約している。

	県内事業者の参加あり		県内事業者の参加なし		計	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
一般競争入札	15	560	41	5,565	56	6,125
2者以上見積	1	1	1	1	2	2
1者見積	-	-	-	-	15	55
①その性質または目的が競争入札に適しないもの(地方自治法施行令第167条第1項第2号)						
・特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合					(15)	(55)

(2) 物品

- ・試験研究用装置・資材や警察関係装備品など特殊な仕様の物品であり、当該物品を取り扱っている県内事業者が少なく、競争性確保の観点から県外事業者も参加させている。

	県内事業者の参加あり		県内事業者の参加なし		計	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
一般競争入札	6	35	12	59	18	94
公募型見積合わせ	3	3	28	24	31	27
2者以上見積	2	2	3	2	5	3
1者見積	-	-	-	-	33	241
①その性質または目的が競争入札に適しないもの(地方自治法施行令第167条第1項第2号)						
・特定の物品を所有または管理している者と契約する場合					(2)	(10)
・特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合(製造業者のみが販売している場合を含む。)					(31)	(231)

(3) 委託

- ・特定調達については、地域要件を付すことができない。
- ・一般競争入札等については、業務実施に必要な技術・経験・実績等を有する県内事業者が少なく、競争性確保の観点から県外事業者も参加させている。
- ・プロポーザルについては、案件ごとに実施要領を作成することとしており、専門的かつ的確な企画提案を幅広く募る必要があるため、県外事業者も参加させている。

	県内事業者の参加あり		県内事業者の参加なし		計	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
特定調達	1	58	2	139	3	197
一般競争入札	21	164	93	546	114	710
指名競争入札	2	4	2	18	4	22
プロポーザル	35	164	50	746	85	910
公募型見積合わせ	2	1	10	3	12	4
2者以上見積	10	3	30	62	40	65
1者見積	-	-	-	-	318	6,975
①その性質または目的が競争入札に適しないもの(地方自治法施行令第167条第1項第2号)						
・法令等の規定により相手方が特定されるもの			(5)	(37)		
・地方公共団体を相手方とするもの			(31)	(2, 215)		
・特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合			(4)	(1, 609)		
・特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合			(270)	(2, 340)		
②緊急の必要により競争入札に付することができないもの(地方自治法施行令第167条第1項第5号)			(5)	(3)		
③時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるもの(地方自治法施行令第167条第1項第7号)			(1)	(7)		
④競争入札に付し、再度の入札に付しても落札者がいないとき(地方自治法施行令第167条第1項第8号)			(2)	(764)		

5 課題

(1) 工事

- 今後も県内事業者への優先発注に努めるとともに、県内事業者の育成を図っていく必要がある。

(2) 物品

- 県外事業者に発注している物品は、当該物品を取り扱っている県内事業者が少ないものであるが、今後も県内事業者優先の趣旨を徹底していく必要がある。

(3) 委託

- 委託については、プロポーザルなど一部のものについて県内事業者優先の趣旨が徹底されていないものが見受けられる。
- プロポーザル85件のうち、県内事業者を加点・優遇していたものは3件で、残りの82件は加点・優遇しておらず、全庁的なルールについて検討が必要である。
- 事業実施に必要な技術・経験などを有する県内事業者が少ない場合があることから、県内事業者の育成も工夫していく必要がある。

6 県内事業者への発注を増やすための今後の対応

地方自治法の原則を踏まえながら、以下のとおり対応していきたい。

(1) 工事

- 県発注工事に関し、下請契約、工事材料の納入については、可能な限り県内事業者から選定するよう受注者に対して引き続き要請する。
- 総合評価方式の入札において、県内事業者や県産材使用者を加点評価する評価項目を引き続き設定する。
- 大規模工事において、県外事業者と県内事業者との建設工事共同企業体を入札参加要件として、引き続き県内事業者への技術移転を図る。

(2) 物品

- ・県内事業者優先の趣旨を徹底するために、入札等参加要件検討時に県外事業者を参加させる必要があるのかをチェックし、十分確認・検討を行わせる。

(3) 委託

- ・県内事業者優先の趣旨について改めて全庁に徹底する。
- ・県内事業者優先の趣旨を徹底するために、入札等参加要件検討時に県外事業者を参加させる必要があるのかをチェックするシートを作成し、十分確認・検討を行わせる。
- ・プロポーザルについて、県内事業者を加点評価する評価項目を工夫する。
- ・高度な専門性の活用、県内事業者の育成に資するよう、委託に係るJV(共同企業体)による入札等への参加を行いやすくするため、その標準的な取扱いについて研究する。